

茨城県報

第 6 6 3 2 号

昭和53年 5 月 22 日

月 曜 日

(明治35年 3 月 17 日)
(第三種郵便物認可)

目 次

告 示

	ページ
●青少年に有害な興行の指定 (青少年課)	1
●療養取扱機関の申出の受理等 (医療福祉課)	3
●看護料の支給基準の改正 (保険課)	3
●土地改良事業の認可 (2 件) (農地管理課)	5
●農地法に基づく買収に係る買収令書の発行 (")	6
●道路の区域変更 (3 件) (道路維持課)	6
●道路の供用開始 (2 件) (")	8
●収納代理金融機関の一部改正 (出納第一課)	8
●木材業者等の登録 (県北地方総合事務所)	9

(公 安 委 員 会)

●緊急自動車の指定並びに指定の取消 (2 件)	9
-------------------------------	---

公 告

●開発行為の工事完了 (5 件) (建築指導課)	10
--------------------------------	----

告 示

茨城県告示第658号

茨城県青少年のための環境整備条例 (昭和37年茨城県条例第60号) 第 7 条第 1 項の規定により、
青少年に有害な興行として、次のものを指定する。

昭和53年 5 月 22 日

			茨城県知事	竹	内	藤	男
指定番号	種 類	題 名	製 作 社 名			配 給 社 名	
1	映 画	OL 愛欲日記 熟 れ 盛 り	ユニバース			東	映
2	"	女子学生 初 体 験 汐 干 狩 り	国	映		新 東	宝
3	"	出張トルコ娘 また 行 き ま す	日	活		同	左
4	"	日活ニユース ＜出張トルコ娘また行きます＞		"			"
5	"	花 の 匂 う 女	ワ ー ル ド			ジ ョ イ パ ッ ク	
6	"	日活ニユース ＜危 険 な 関 係＞	日	活		同	左

7	"	性 感 脅 迫 魔	東	活	同	左
8	"	お し や ぶ り 体 験	"	"	"	"
9	"	も て あ そ び	"	"	"	"
10	"	女 犯 色 情 魔	小 川 企 画	大	蔵	
11	"	猥 色 連 続 暴 行	幻 児 プ ロ	新 東 宝		
12	"	変 質 女 子 部 屋	梅 沢 組	日 本 シ ネ マ		
13	"	山 荘 の 淫 女	関 プ ロ	大	蔵	
14	"	原作・団鬼六 黒 薔 薇 夫 人	日 活	同	左	
15	"	日活ニュース ＜原作・団鬼六 黒薔薇夫人＞	"	"	"	
16	"	危 険 な 関 係	"	"	"	
17	"	若妻・女子大生・看護婦 ハ ー ド セ ッ ク ス	米	同	左	
18	"	教 師 女 鹿	日 活	"		
19	"	日活ニュース ＜教 師 女 鹿＞	"	"	"	
46	"	花の女子大生 一発おたの申します	ユ ニ バ ー ス	東	映	
47	"	団地妻 二 人 だ け の 夜	日 活	同	左	
48	"	日活ニース ＜団地妻二人だけの夜＞	"	"	"	
49	"	ゲシユタポ ² 第5収容所 女体セックス実験	伊	ジ ョ イ パ ッ ク		
50	"	女子学生 歌 麿 あ そ び	ユ ニ バ ー ス	東	映	
51	"	ドキュメントストーリー 手 口	"	ジ ョ イ パ ッ ク		
52	"	ポルノ チヤンチヤカチヤン	電 映 商 事	日 活		
53	"	艶笑喜劇 肉 弾 未 亡 人	ユ ニ バ ー ス	同	左	
54	"	乱 熟 マ ダ ム	仏	同	左	
55	"	暴 漢 女 子 学 生	東 活	同	左	
56	"	制服の美女 セックスアルバイト	北 見 組	大	蔵	
57	"	パチンコ野郎 あ の 穴 こ の 穴	幻 児 プ ロ	ジ ョ イ パ ッ ク		
58	"	痴 漢 泥 棒	東 活	同	左	
59	"	覗 く と 開 く	"	"	"	

60	"	EXCHANGE OF PARTNER	西 独	ジョイパツク
61	"	情 愛 褥 合 戦	笠 原 プ ロ	大 蔵
62	"	悶 絶 ノ 噛 む	梅 沢 組	国 映
63	"	クライマックス PART II	米	富 士 映 画

茨城県告示第659号

次のものは、国民健康保険法第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされ、及び次のものから国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第37条第5項の規定により、他都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項及び第2項の規定により告示する。

昭和53年5月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

機関番号	申出受理 年 月 日	療養取扱機関名	開 設 者 名	所 在 地	37条5項 受理年月日	申 出 範 囲
072,031,8	53.4.24	鈴木 医 院	鈴木 登 美	結城市浦町 177—3	53.4.24	全 国
072,032,6	53.5.1	結城クリニック	常 松 定 夫	結城市大字小田 林字立野1311—1	53.5.1	"
313,030,5	"	桂村国保沢山診 療所 歯 科 診 療 室	桂村長 広 木 香	東茨城郡桂村大 字阿波山176	"	"
054,009,0	"	仲 田 薬 局	柏 木 仁 美	石岡市石岡 3456—15	"	"

茨城県告示第660号

健康保険法等に基づく看護料支給基準

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条第1項第5号、日雇労働者健康保険法（昭和28年法律第207号）第10条第1項第5号、船員保険法（昭和14年法律第73号）第28条第1項第5号、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第36条第1項第5号及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条第5号の規定による看護に要する費用の支給基準を次のように定め、昭和53年5月1日から適用する。

昭和52年5月26日茨城県告示第642で告示した健康保険法等による看護に要する費用の支給基準は、昭和53年4月30日限り廃止する。

昭和53年5月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

看 護 料 支 給 基 準

種 別 病 類 別		1 日 当 た り の 看 護 料		
		コレラ、痘瘡 発疹チフス及 びペスト	左記以外の法定伝 染病並びに急性灰 白髄炎、開放性結 核及び患者が結核 病棟に収容されて いる場合の非開放 性結核並びに精神 病	普 通 疾 病
病状が重篤又は手 術のため付添看護 が必要な場合	看護婦による看護	7,910円	6,320円	5,270円
	准看護婦による看護	6,720円	5,380円	4,480円
	看護補助者による看護	—	4,740円	3,950円
床上起座若しくは、 体位変換が禁止さ れているか若しく は、不可能な場合 又は食事、用便と もに自用を弁じ得 ないため介助が必 要である場合のい ずれかに該当し、 付添看護が必要な 場合	看護婦による看護	4,150円	3,320円	2,770円
	准看護婦による看護			
	看護補助者による看護			

(備考)

- 支給基準は最高額を示すもので、現に要した費用が支給基準の範囲内であるときは、その額とする。
- 看護料には、看護に必要なすべての経費（食費、寝具代等）を含むものとする。
- 看護補助者による看護とは、入院の場合であつて患者の親族、友人等以外の者による看護をいう。
- 看護補助者の看護は、やむを得ない事情により看護婦又は准看護婦による看護が受けられない場合において、看護補助者が主治医又は施設の看護婦の指示を受けて、看護の補助を行うことを施設長が証明したときのみとする。
- 主治医の指示による泊まり込み勤務をした場合は、1日当たりの看護料に20パーセントを加算した額とする。
- 主治医の指示による徹夜勤務をした場合は、1日当たりの看護料に25パーセントを加算した

額とし、前項との併給を認める。ただし、患者が床上起座若しくは体位交換が禁止されているか、若しくは不可能な場合又は食事、用便ともに自用を弁じ得ないため介助が必要である場合の徹夜勤務の加算は認めない。

茨城県告示第661号

昭和52年12月16日付で石岡台地土地改良区から申請のあつた先後地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和53年5月13日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和53年 5 月 22 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第662号

昭和52年 2 月 3 日付で豊田新利根土地改良区から申請のあつた福ノ木地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和53年 5 月 13 日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和53年 5 月 22 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第663号

農地法（昭和27年法律第229号）第11条第2項の規定により、農地買収令書の交付に代えて次のとおり公示する。

昭和53年 5 月 22 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 土地の表示 所有者の住所氏名、対価及び担保権の内容
別表のとおり
- 2 買収の期日 昭和53年 7 月 1 日
- 3 対価支払の方法
農地法第12条第3項第1号の規定による供託

別 表

表 示						対 価 (竹木の 対 価)	所有者の住所氏 名または名称	担保権の内容		摘 要
郡市区 町 村	大 字	地 字	地 番	地 目 台帳 現況	面 積			種 類	権利者の 住所氏名 または名 称	
鹿島郡 大洋村	中居	宿	597	畑	畑	370 持分 12 120	円 (市長が職権消除 した当時の住所) 千葉県千葉市 新町96番地 日 下 晃一郎	—	—	住所不明

茨城県告示第664号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和53年5月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年5月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道 路 の 種 類 県 道
- 2 路 線 名 茨城岩間線
- 3 道 路 の 区 域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
西茨城郡岩間町大字押辺 字宮渡1503番の1から	旧	メートル 最大 10.00	1,060.00	
西茨城郡岩間町大字押辺 字竹ノ下1729番の2まで		最小 6.50		
西茨城郡岩間町大字押辺 字宮渡1503番の1から	新	最大 10.00	1,060.00	
西茨城郡岩間町大字押辺 字竹ノ下1729番の2まで		最小 6.50		
西茨城郡岩間町大字押辺 字宮渡1502番の1から		最大 18.00	1,173.00	
西茨城郡岩間町大字押辺 字竹ノ下1729番の2まで		最小 10.00		

茨城県告示第665号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和53年5月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年5月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 日立大子線
 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地 の幅員	延 長	摘 要
日立市入四間町字道上 540番の1から	旧	メートル 最大 10.00 最小 4.00	メートル 1,733.00	
日立市入四間町字後久保 1423番のイまで	新	最大 27.00 最小 9.60	1,700.00	
日立市入四間町字後久保 1423番のイから	旧	メートル 最大 9.50 最小 4.00	メートル 268.00	
日立市入四間町字梨久保 38番の1まで	新	最大 9.50 最小 4.00 最大 29.50 最小 9.00	268.00 260.00	

茨城県告示第666号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和53年5月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和53年5月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 国道
 2 路線名 125号
 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
古河市三杉町一丁目 1572番地から	旧	メートル 最大 20.00 最小 8.00	メートル 746.50	
古河市旭町一丁目573番地まで	新	最大 20.00 最小 8.00 最大 44.00 最小 25.00	746.50 955.00	

茨城県告示第667号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和53年5月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年5月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 茨城岩間線
- 2 供用開始の区間
西茨城郡岩間町大字押辺字宮渡1502番の1から
" " " 字竹ノ下1729番の2まで
- 3 供用開始の期日 昭和53年5月22日

茨城県告示第668号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和53年5月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年5月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 日立大子線
- 2 供用開始の区間
日立市入四間町字道上540番の1から
" " 字後久保1423番のイまで
- 3 供用開始の期日 昭和53年5月22日

茨城県告示第669号

昭和48年2月19日茨城県告示第149号で告示した地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第4項に規定する収納代理金融機関の一部を次のように改正する。

昭和53年5月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

別表第2 1 県税並びにこれに伴う税外収入金、住宅使用料(家賃、割増資料)及び県営住宅敷金の収納事務を取扱う金融機関の表中

株式会社関東銀行川口町支店

土浦市川口町900の11

を

株式会社関東銀行川口町支店	土浦市川口町900の11
株式会社関東銀行霞ヶ岡支店	土浦市大岩田字天王2224

に

改める。

茨城県告示第670号

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年条例第6号）第5条第1項の規定により、次の者を木材業者等として登録した。

昭和53年 5 月 22 日

茨城県県北地方総合事務所長 橋 本 章

第1種業者登録

登 録 番 号	登 録 年 月 日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者) (氏 名)	商 号 (名 称)	営 業 所 又 は 工 場		業 種	備 考
					所 在 地	名 称		
北総合 第1号	昭和 53. 5. 8	水戸市河和田 町3—2536	佐藤 明	鳥海建 材	水戸市河和田 町3—2559—1	前記に同じ	販売業	

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第17号

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項の規定により、次のとおり緊急自動車の指定並びに指定の取消しを行つたので公示する。

昭和53年 5 月 22 日

茨城県公安委員会委員長 新 堀 正 孝

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車 名・年 式	用 途	所有者又は管理者
1019	08 — 1006	ト ヨ タ 53年	自衛隊用（救急）	陸上自衛隊武器学校

2 緊急自動車の指定の取消し

指定番号	自動車登録番号	車 名・年 式	所有者又は管理者	指 定 年 月 日	告示番号
329	08 — 2296	ト ヨ タ 65年	陸上自衛隊 土浦駐とん隊	41. 5. 16	6

茨城県公安委員会告示第18号

道路交通法施行令(昭和35年政令第 270 号)第13条第 1 項の規定により、次のとおり緊急自動車の指定並びに指定の取消しを行つたので公示する。

昭和53年 5 月22日

茨城県公安委員会委員長 新 堀 正 孝

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車 名・年 式	用 途	所有者又は管理者
1020	茨88せ 3362	ト ヨ タ 52年	保存血液応急運搬用	茨城県赤十字 血液センター
1021	茨88せ 3377	"	"	"

2 緊急自動車の指定の取消し

指定番号	自動車登録番号	車 名・年 式	所有者又は管理者	指 定 年 月 日	告示番号
644	茨88せ 952	ト ヨ タ 47年	茨城県赤十字 血液センター	47. 9. 11	25
646	茨88せ 1011	い す ず 47年	"	47. 11. 13	30

公 告

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

昭和53年 5 月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真壁郡明野町大字宮後字東原538番, 539番及び540番

2 事業主の住所及び氏名

真壁郡明野町大字海老ヶ島848番地

明野町農業協同組合

組合長理事 加倉井 正 利

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡那珂町菅谷字両宮西2971番の 1, 2972番の 1, 2972番の 2, 2972番の 3, 2973番の 1, 2975番の 1, 2976番の 1, 2974番

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡那珂町菅谷4531—10

有限会社 秋山不動産

代表取締役 秋 山 嘉 一

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡那珂町菅谷字高内西906番の6, 906番の7, 906番の9, 906番の10, 908番の2, 908番の3, 908番の4

- 2 事業主の住所及び氏名

那珂郡那珂町菅谷4531-10

有限会社 秋山不動産

代表取締役 秋 山 嘉 一

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田市高野字栗河野535番, 536番

- 2 事業主の住所及び氏名

勝田市高野644

砂 押 英 治

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡大宮町字田子内3030番の1の一部, 3030番の2の一部, 3030番の5, 3030番の8, 3030番の11, 3031番の1, 3031番の2, 3090番の1, 3090番の1, 3090番の2, 3090番の3, 及び3093番の一部

- 2 事業主の住所及び氏名

那珂郡大宮町388番の2

大宮町長 岡 部 勝 一

★ 県政の総覧 ―― 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1, 0 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所